平成２８年（フ）第８９５号
神戸市灘区岩屋北町７丁目１―31　サムティ灘駅前302、住民票上の住所福井県敦賀市松栄町15番１号
破産者　小牧　由章
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５０号
兵庫県伊丹市森本２丁目120番地　メゾンドソレイユ401号、前住所兵庫県尼崎市西立花町２丁目14番１―101号
破産者　杉山　　潤
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
兵庫県加古川市平荘町小畑417番地の２
破産者　高松建装こと　高松　新矢
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１６３号
愛媛県東温市田窪2061番地３　ハイムＭ２Ａ202号
破産者　上田　里留
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５７号
佐賀県神埼市千代田町用作742番地１
破産者　園田　　誠
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
佐賀県鹿島市古枝乙1315番地
破産者　川崎　麻衣
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３９３号
熊本市東区月出１丁目１番61号　しおみ荘２階５号室
破産者　大木　純一
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３９７号
熊本市中央区本荘３丁目３番14号　パナハイツ豊201号、前住所熊本市北区楠野町1651番地３　ハイツ中川101号室
破産者　中村　義博
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８５号
沖縄県南城市大里字稲嶺689番地　レオネクスト稲嶺　104号室
破産者　清水　保幸
1　決定年月日　平成29年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第９１号
岩手県北上市新穀町１丁目３－９　コーポサワハンⅢ105号、住民票上の住所宮城県遠田郡美里町青生字的場20番地　インフィニーチェⅠ　202号室
破産者　武部　克巳
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２７６号
大阪府八尾市志紀町１丁目10番地　ジョイフル大石403号
破産者　川島　久睦
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５５９号
兵庫県芦屋市陽光町５番３―502号
破産者　金清吉こと　岸本　清吉
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６０号
兵庫県芦屋市陽光町５番３―502号
破産者　沈玉子こと　岸本　玉子
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６６号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目４番16号
破産者　橋田　　眞
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０７号
広島市佐伯区五日市中央５丁目12番19号、開始決定時の住所広島市佐伯区藤の木１丁目32番10号
破産者　前本　京子
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４５号
愛媛県松山市中須賀２丁目４番53号、開始決定時の住所愛媛県松山市高山町９－６　ｅｔｒａｎｇｅ　Ａ号室
破産者　武智　秀幸
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７１号
愛媛県松山市みどりケ丘８番10号
破産者　米持　　稔
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０４号
宮崎市大字上北方189番地
破産者　夏田　嘉代
1　決定年月日　平成29年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係